

国民年金保険料を未納のままにしていますか？

～免除制度について

国民年金には、収入の減少や失業等により保険料を納めることが難しい場合に、保険料を「全額免除」「一部免除」「納付を猶予」する制度があります。未納のままにしておく、いざ年金を受け取りたいときに年金を受け取ることができない場合もありますので、未納期間がある方は免除申請をご検討ください。※免除されている期間は、付加年金・国民年金基金はご利用できません。

Q1 未納のままにしておくことでのデメリットは？

A 将来老齢年金を受け取るためには、10年以上の資格期間が必要です。資格期間は、保険料を納付した期間と免除された期間(納付猶予、学生納付特例期間含む)を合わせた期間ですので、未納のままだと資格期間に数えられません。また、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る場合も、被保険者期間のうち保険料を納付した期間と免除期間を合わせて3分の2以上あるか、直近1年間に未納がないことが必要です。

Q2 10年以上前の未納期間も免除申請はできる？

A 免除の申請ができるのは、申請月の2年2か月前までになります。

Q3 免除された際の将来の年金額はどうなる？

A 免除された期間の将来の年金額は全額納付した場合と比べて減りますが、免除額の1/2を国が補てんしますので、未納の時と比べ減少幅を抑えることができます。学生納付特例、納付猶予の場合は補てんはなく年金額にも反映されませんが、Q1の資格期間には数えられます。

免除が承認された場合の支払う保険料と将来の年金額(令和6年度保険料月額16,980円)

免除の割合	保険料	将来の年金額 (保険料を全額納付したときと比べた割合)
全額免除	0円	年金額 4/8
4分の3	4,245円	年金額 5/8
半額	8,490円	年金額 6/8
4分の1	12,735円	年金額 7/8

Q4 免除されていた分を後から支払いたい場合は？

A 免除された保険料は10年以内であれば後から納付することができます。(追納) 追納した場合、全額納付した期間として年金に加算されます。

Q5 どんな人が免除を受けられる？

A 本人、配偶者及び世帯主それぞれの前年所得が、一定の基準以下であれば、申請者本人が免除を受けることができます。(一定の基準の例：全額免除/ (扶養親族等の数+1) × 35万円+32万円、4分の1免除/168万円 + 扶養親族等の数 × 38万円)

※免除に該当しない場合、本人、配偶者の所得がそれぞれ全額免除の基準以下であれば納付が猶予されます。(納付猶予)

※失業された方の場合、離職票または雇用保険受給資格者証の写しの提出で本人の所得を除いての審査ができます。

○申請方法

大崎町役場または鹿屋年金事務所で「国民年金保険料免除・猶予申請書」をご記入ください。(失業された方の場合は離職票または雇用保険受給資格者証の写しをお持ちください。)

※マイナンバーカードを利用して、マイナポータル(インターネットサイト)から手続きも可能です。

国民年金係からのお知らせ

免除申請の期間は毎年7月～翌年6月となっています。令和5年度分(令和5年7月～令和6年6月)が免除となっている方で、令和6年7月以降も免除を希望される方は、免除申請の届出をお願いします。ただし、全額免除または猶予になっている方で継続審査を希望されている方は手続きは必要ありません。